

GMO コインサービス基本約款 新旧対照表

2022年3月30日

GMO コイン株式会社

Page	新文書	旧文書
5 頁目	<p>第 1 1 条（個人情報の提供等に関する同意等） お客様は、お客様ご自身の個人情報及びお客様が当社に提供する第三者の個人情報の取扱いに関して、次の各号に定める事項に同意するものとします。</p>	<p>第 1 1 条（個人情報の提供に関する同意） お客様は、お客様の個人情報の提供及び利用に関して、次の各号に定める事項に同意するものとします。</p>
5 頁目	<p>(1) お客様が当社に暗号資産の送付を依頼するに先立ち、当社に対して受取人に関する情報その他必要な事項を提供すること。</p>	(新設)
5 頁目	<p>(2) お客様が当社に暗号資産の送付を依頼したとき（暗号資産の送付を依頼することに先立って、受取人に関する情報を登録することを含みます。）に、当社が、送付依頼人を確認させること及び法令・自主規制規則に従って取引内容等を確認することを目的として、受取人又は受取人のウォレットを管理する暗号資産交換業者、資金決済に関する法律第 2 条第 9 項に規定する外国暗号資産交換業者若しくはこれらに準じる者（あわせて以下「受取人等」といいます。）にお客様の口座名義その他必要な事項（以下「必須通知情報」といいます。）を提供すること。</p>	<p>(1) お客様が当社に暗号資産の送付を依頼したときに、当社が、送付依頼人を確認させることを目的として、受取人にお客様の口座名義その他必要な事項を提供すること。</p>
6 頁目	<p>(3) 受取人等が、前号に定める目的のために、必須通知情報を利用し、保存すること。</p>	(新設)
6 頁目	<p>(4) (1) ないし (3) を拒否した場合、当社が暗号資産の送付を拒否しても当社を免責すること。</p>	(新設)
6 頁目	<p>(5) 当社に暗号資産の送付を依頼しようとする第三者によりお客様が送付先に指定されたときに、当社が、送付先を確認させることを目的として、当該第三者にお客様の口座名義その他必要な事項を提供すること。</p>	<p>(2) 当社に暗号資産の送付を依頼しようとする第三者によりお客様が送付先に指定されたときに、当社が、送付先を確認させることを目的として、当該第三者にお客様の口座名義その他必要な事項を提供すること。</p>
6 頁目	<p>(6) 当社が、「個人情報保護宣言」に定める利用目的を達成するため、外国にある事業者が提供するクラウドサービス（日本国内において提供されるものに限りません。）を利用する過程において、当該事業者にお客様の個人情報を提供する可能性があること。</p>	<p>(3) 当社が、「個人情報保護宣言」に定める利用目的を達成するため、外国にある事業者が提供するクラウドサービス（日本国内において提供されるものに限りません。）を利用する過程において、当該事業者にお客様の個人情報を提供する可能性があること。</p>
6 頁目	<p>(7) 当社が、その監督当局又は当該監督当局の認可を受けた自主規制機関が、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等への抵触又は暗号資産市場における取引の公正性の確保等を目的とした調</p>	<p>(4) 当社が、その監督当局又は当該監督当局の認可を受けた自主規制機関が、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等への抵触又は暗号資産市場における取引の公正性の確保等を目的とした調</p>

GMO コインサービス基本約款 新旧対照表

2022年3月30日

GMO コイン株式会社

Page	新文書	旧文書
	査を行う場合において、当社が当該監督当局等にお客様の個人情報を提供する場合がありますこと。	査を行う場合において、当社が当該監督当局等にお客様の個人情報を提供する場合がありますこと。
6 頁目	<p>第12条（表明及び保証）</p> <p>お客様は、当社に対して暗号資産の送付を依頼する場合、次の各号に定める事項が真実かつ正確であることを表明保証するものとします。</p> <p>（1）暗号資産の受取人がお客様ご自身以外の第三者である場合で、かつお客様が個人情報の保護に関する法律第2条に定める個人情報取扱事業者である場合、当社に対して、受取人に関する情報を提供することについて、受取人の同意の取得その他法令上必要な手続きを完了していること。</p> <p>（2）お客様が当社に届け出る受取人に関する情報は、お客様の知り得る限り、正確かつ最新のものであること。</p> <p>（3）暗号資産の送付に関してお客様が当社に対して届け出た内容は、真実かつ正確であること</p>	（新設）
	第13条（遅延損害金）	第12条（遅延損害金）
7 頁目	第14条（禁止事項）	第13条（禁止事項）
8 頁目	第15条（免責）	第14条（免責）
10 頁目	第16条（本サービスの中断）	第15条（本サービスの中断）
10 頁目	第17条（差引計算）	第16条（差引計算）
10 頁目	第18条（充当の指定）	第17条（充当の指定）
10 頁目	第19条（本サービスの変更及び廃止）	第18条（本サービスの変更及び廃止）
11 頁目 旧:10	<p>2 当社は、本サービスの変更等の内容を、予め、相当の期間をもって変更等の効力発生日を定めた上で、第23条に定める方法によりお客様に通知します。お客様は、本サービスの変更等に同意しない場合は、本サービスを解約することができます。なお、本サービスの変更等の効力発生日以降にお客様が本サービスを利用された場合は、本サービスの変更等に同意したものとみなします。</p>	<p>2 当社は、本サービスの変更等の内容を、予め、相当の期間をもって変更等の効力発生日を定めた上で、第22条に定める方法によりお客様に通知します。お客様は、本サービスの変更等に同意しない場合は、本サービスを解約することができます。なお、本サービスの変更等の効力発生日以降にお客様が本サービスを利用された場合は、本サービスの変更等に同意したものとみなします。</p>
11 頁目	第20条（取扱通貨の一時中止）	第19条（取扱通貨の一時中止）
11 頁目	4 当社は、本項に定めた取扱暗号資産の一時中止を解除し、取扱を再開す	4 当社は、本項に定めた取扱暗号資産の一時中止を解除し、取扱を再開す

GMO コインサービス基本約款 新旧対照表

2022年3月30日

GMO コイン株式会社

Page	新文書	旧文書
	る場合、再開の5営業日前までに、第23条（通知）に定める方法によりお客様に通知します。また、一時中止の期間が1週間に満たない場合には、再開日の前日までにお客様に周知するものとします。	る場合、再開の5営業日前までに、第22条（通知）に定める方法によりお客様に通知します。また、一時中止の期間が1週間に満たない場合には、再開日の前日までにお客様に周知するものとします。
12 頁目	第21条（取扱通貨の廃止）	第20条（取扱通貨の廃止）
12 頁目	1 当社は、取扱暗号資産の廃止をする場合、取扱中止日の30日前までに、法令に基づく廃業の公告をするとともに、次の各号の事項について、第23条（通知）に定める方法により、お客様に通知します。	1 当社は、取扱暗号資産の廃止をする場合、取扱中止日の30日前までに、法令に基づく廃業の公告をするとともに、次の各号の事項について、第22条（通知）に定める方法により、お客様に通知します。
12 頁目	第22条（取引の規制・解約等）	第21条（取引の規制・解約等）
15 頁目	(27) お客様が第14条第1項各号に定める行為を行ったと当社が判断した場合	(27) お客様が第13条第1項各号に定める行為を行ったと当社が判断した場合
16 頁目	第23条（通知）	第22条（通知）
16 頁目	第24条（本約款等の変更）	第23条（本約款等の変更）
16 頁目	3 当社は、予め、相当の期間をもって変更等の効力発生日を定めた上で、本約款等の変更等の内容を第23条（通知）に定める方法によりお客様に通知します。お客様は、本約款等の変更等に同意しない場合は、本サービスを解約することができます。なお、本約款等の変更の効力発生日以降にお客様が本サービスを利用された場合は、本約款等の変更に同意したものとみなします。	3 当社は、予め、相当の期間をもって変更等の効力発生日を定めた上で、本約款等の変更等の内容を第22条（通知）に定める方法によりお客様に通知します。お客様は、本約款等の変更等に同意しない場合は、本サービスを解約することができます。なお、本約款等の変更の効力発生日以降にお客様が本サービスを利用された場合は、本約款等の変更に同意したものとみなします。
16 頁目	第25条（権利義務譲渡等の禁止）	第24条（権利義務譲渡等の禁止）
16 頁目	第26条（準拠法及び裁判管轄）	第25条（準拠法及び裁判管轄）
17 頁目	附則 2017年 8月 9日 制定 2018年 1月15日 改定 2018年 5月30日 改定 2018年 9月 5日 改定 2018年11月 5日 改定 2019年 7月 3日 改定 2019年 7月10日 改定	附則 2017年 8月 9日 制定 2018年 1月15日 改定 2018年 5月30日 改定 2018年 9月 5日 改定 2018年11月 5日 改定 2019年 7月 3日 改定 2019年 7月10日 改定

GMO コインサービス基本約款 新旧対照表

2022年3月30日
GMO コイン株式会社

Page	新文書	旧文書
	2019年10月 2日 改定	2019年10月 2日 改定
	2020年 5月 1日 改定	2020年 5月 1日 改定
	2020年 6月11日 改定	2020年 6月11日 改定
	2020年 8月 5日 改定	2020年 8月 5日 改定
	2020年11月11日 改定	2020年11月11日 改定
	2021年 9月 1日 改定	2021年 9月 1日 改定
	2022年 3月30日 改定	